申立ての内容

申立てへの対応

【評価項目】

1 全体評価

【原文】

また、中期計画に掲げた、外国人の教員 採用について促進に努めることについては ことは理解するが、平成17年度から平成21 、外国人教員数及び割合が増加していない 年度にかけて、外国人教員数が増加してい ことから、取組が十分には実施されていな ないこと及び外国人教員割合が減少してい V10

【申立内容】

削除願いたい。

【理由】

「2 項目別評価」の申立てと連動して 削除をお願いするものである。

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

外国人採用に向けた取組を実施している るため。

申立ての内容

申立てへの対応

【評価項目】

- 2 項目別評価
 - Ⅱ 業務運営・財務内容等の状況
 - (1)業務運営の改善及び効率化に関する目標

【原文】

平成16~21年度の実績のうち、下記の事項に**課題**がある。

(法人による自己評価と評価委員会の評価 が異なる事項)

○「本学の特性に鑑み、障害者の教員採用に積極的に取り組むとともに外国人及び女性の教員採用についても促進に努める。」(実績報告書14頁・中期計画【14】)については、障害者及び女性の教員採用について、採用数及び割合が大学設置年度である平成17年度を上回っているものの、外国人教員数及び割合が増加していないことから、中期計画を十分には実施していないものと認められる。

【申立内容】

課題を削除するとともに、評定を修正願 いたい。

【理由】

本学では、「国立大学法人筑波技術大学教育職員の人事に関する基本方針(平成20年3月制定)」に基づき、多様な人材の活用として外国人、女性及び障害者を積極的に採用することとしている。

この基本方針に基づき、平成20、21年度 に教員公募を行ったところ、2つの分野(視覚伝達デザイン、機械工学)で9名の外

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

前述のとおり。

国人の応募があった。

しかし、本学は、聴覚・視覚障害者のみを受け入れる我が国唯一の高等教育機関という特殊性があるため、研究業績及び教育能力に加え、聴覚障害学生への情報保障の面でコミュニケーション能力も応募条件の一つとなっていることから、積極的に採用するという姿勢の中でも、結果的に外国人の適任者が得られなかったという状況にある。

よって、外国人を採用するまでには至ら なかったが、高い計画に対して積極的に取 り組んでいること、平成17年度の外国人教 員数は維持していること、女性教員及び障 害者の採用は進んでいることから、「本学 の特性に鑑み、障害者の教員採用に積極的 に取り組むとともに外国人及び女性の教員 採用についても促進に努める。」(実績報 告書14頁・中期計画【14】) については、 障害者及び女性の教員採用について、採用 数及び割合が大学設置年度である平成17年 度を上回っているものの、外国人教員数及 び割合が増加していないことから、中期計 画を十分には実施していないものと認めら れる。」については削除するとともに、評 定を修正願いたい。

法人番号·法人名:17 筑波技術大学

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部研究科等番号·名称: 1 產業技術学部

申立ての内容 申立てへの対応

【評価項目】

- I 教育水準
- 4. 学業の成果

【判断理由】

【原文】

顕著な変化が認められないことから、判定しうるまでには至っていないため。 を第1期中期目標期間における判定として 確定する。なお、判断理由については、以 下のとおり変更する。

「判断理由〕

「学業の成果に関する学生の評価」につ いては、学生による授業評価結果は、質問 項目において学業の成果を判断できる項目 となっていないことから、期待される水準 を下回ると判断される。

【申立内容】

【修正文案】の通り変更願いたい

【修正文案】

上記について、平成20年度及び平成21年 度に係る現況を分析した結果、平成16~19 年度の評価結果(判定)を変えうるような 顕著な変化があったことから、判定を「期 待される水準にある」とし、第1期中期目 標期間における判定として確定する。なお 、判断理由については、以下のとおり変更 する。

「判断理由〕

「学業の成果に関する学生の評価」につ いては、学生による授業評価を実施し、組

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

本観点は学生からの意見聴取の結果等か ら、学業の成果について判断するものであ 上記について、平成20年度及び平成21年 るが、現況分析における顕著な変化につい 度に係る現況を分析した結果、平成16~19 | ての説明書の記載では、学業の成果を判断 年度の評価結果(判定)を変えうるような する上で十分なものではなく、判定を変え

織として把握した学生の評価結果が学業の 成果を判断できる内容となっていることか ら、期待される水準にあると判断される。

【理由】

「学業の成果」については、平成 16~19年度の評価において、「学生による授業評価を継続するとともに、昨年度のデータを整理し、学内出版物に掲載して、教員にフィードバックしているとされているが、結果については記載がなく不明であることから、期待される水準を下回る」と判定されている。

本学部では、判定された当初の判断理由をふまえ、学生による授業評価結果のデータを整理し、学生の具体的な評価結果が分かる資料を付し「現況分析における顕著な変化についての説明書」の提出を行った。

しかしながら、今回も「期待される水準を下回る」と判定され、その判断理由は当初の理由とは異なる「学生による授業評価は、質問項目において学業の成果を判断できる項目となっていない」であった。

大学評価・学位授与機構の「実績報告書作成要領」によれば「観点4-2学業の成果に関する学生の評価」に係る資料・データ例については、「学業の成果の到達度や満足度を示す調査結果」と記載されている。

本学部で実施している授業評価の質問項目には「受講の結果、あなたはこの分野に対する理解と関心が深まりましたか」並びに「この授業はあなたにとって良い授業だったと思いますか」という項目があり、現状において十分学業の成果を判断できる項目になっている。

また、その都度判断理由が変わるのでは、 この判定の信頼性に疑問を持たざるを得ない。

したがって、今回の判定および判断理由 は納得いくものではないため、修正をお願 いするものである。